

(非公開) 殿

2023/9/22  
(社福法) 中沖保育園  
園長 甲斐崎 博子

当法人・園における考え方と今後の対策対応・改善回答書

	苦情申出書内容	回 答 書	
		当法人・園による事実確認とその経緯説明	当法人・園における考え方と対策対応改善案
①	新型コロナウイルス感染児の兄弟園児に対する登園停止の措置は不要ではないか。 → 8/31の午後に園児である娘が新型コロナウイルス陽性と診断された際、その兄弟（ともに園児）は無症状であり、かかりつけの小児科医からは登園可能とされたが保育園から登園停止とされた。2023年5月8日以降は濃厚接触者の特定もないため、兄弟園児の登園停止の措置は不要ではないか。	事実確認：主任保育士 兄弟園児に対する登園停止措置については、主任保育士がお迎え時に対応し、かかりつけの小児科医からの登園可能と言われた申し出はなく、また「登園停止」という発言もしておらず、あくまでもお願いとして伝えている。なぜなら、同じクラスの園児の感染においてその兄弟の家庭内感染が報告されていたので、兄弟園児への登園も控えていたただけなのかと事情を伝えてお願いした。それに対しても不服申し立てもなく「わかりました。」との返答であったため問題として捉えていなかった。	まずは、①②③④⑤における「保育所における感染症ガイドライン」の定義についてですが行政の意見書にも触れられている通りガイドラインは法律ではないため、法的な拘束力、強制力はなく、あくまでも指針や指標、方向性となっています。がしかしながらガイドラインから受けとることは、全ての園児に等しくいのちと健康を守るために一番大事なこととしては感染させない、感染しても拡大させないことが重要であるということです。新型コロナウイルス感染症については、集団の対象によっても特に、2歳児以下の乳幼児、また身体的障害（病気）を持つ乳幼児は重症化する確率が高く、感染の拡大状況や園における感染対策が大きく問われることを踏まえて以下の通りとし、保護者の登園自粛時の家庭内保育や抗原検査にかかる経済的負担などは今後、見直していくことも大事な事案かと考えます。
②	新型コロナウイルス感染児の兄弟園児に対する抗原検査要請は不要ではないか。 → 第二人に対して登園停止5日後に抗原検査キットによる自宅での抗原検査（保護者負担）を保育園から要請されたがこども家庭庁の「保育所における感染症対策ガイドライン」には「検査の実施の必要性の有無は医師が判断するものであり、保育所は、一律に保護者及び医療機関に対し検査の実施を求めないようにしてください。」と記載があるため、不要ではないか。	抗原検査キットによる抗原検査においては「園の負担となるのでは？」との電話問い合わせがあり、園保管の「抗原検査キットを使っていただくように」伝えると「わかりました。」との回答であった。 (主任保育士対応)	今回の苦情申出書を通して、第三者委員（小児科医、臨床心理士）や志布志保健所、大崎町役場こども家庭課、鹿児島県内の複数の保育施設（認定こども園含む）にも状況を確認する等、様々なご意見を真摯に伺うことができ学びの機会となりました。しかし、新型コロナウイルス感染症は他の感染症とは違い、令和5年5月8日に5類感染症と位置付けられてはいますが、日々変異株として変化しており油断はできない感染症であることには間違いはなく、5類感染症後のガイドラインには濃厚接触者の定義も外されておりますが、現状は家庭内感染や施設内集団感染が拡大していることも事実です。
③	2023年5月8日以降の新型コロナウイルスへの園としての対応を周知すべきではないか。 → 2023年5月8日以前の新型コロナウイルスへの園としての対応は掲示されていたが、それ以降の園の対応は知らされておらず①のような園の対応を感染時に初めて知らされた。保護者としてはこども家庭庁の「保育所における感染症対策ガイドライン」を基準に登園停止期間等を判断しているため、ガイドラインと異なる対応をとる場合は事前に保護者に周知すべきではないか。	2023年5月8日以降の新型コロナウイルスへの園としての対応を周知すべきではないか。について 園としてどう対策対応すべきなのか協議するものはっきりとして方向性を定めることができずいた。はっきりと定められなかった背景として、園児の中には身体面での障害を持つ園児も数名在籍し、保護者からの様々な意見（慎重な意見、寛容な意見と）があり、新型コロナウイルス感染に対する対応も5類感染症となっても新型コロナウイルスそのものの対応が何も変わっておらず（変異株進化含めて）等々があり、6月6日の園だよりで少し触れたのみだった。5類感染症以前には、園での新型コロナウイルス感染症対応ガイドラインは出している。	今回の様々なご意見をお聞きした中で、罹患した子どもさんの兄弟に関しては症状なくても陽性となっている症例も多々あり、当園でも同じ家族感染の症例が複数ありました。また、2023年5月8日以降の新型コロナウイルスへの園として対応の周知についても慎重に見極めていく必要があり現在に至っていたところです。しかしながら、今回の申出を通して園の感染対策としては罹患した兄弟に対し、園負担の抗原キットにより検査へのご協力をお願いし、陰性の場合には通常の保育といたします。 (※尚、保護者の登園自粛申出によってはこの限りではない。)

④	<p>プールの時期の水いぼの治療は必要なのか。</p> <p>→ プールが始まる時期に入ると保育園から水いぼの治療を求められるが、治療には数回の通院が必要で痛みも伴うため、治療ではなくラッシュガード等での対応でも十分ではないか。</p> <p>こども家庭庁の「保育所における感染症対策ガイドライン」には「プールの水では感染しないので、プールに入っても構わない。」</p> <p>「伝染性軟属腫（水いぼ）を衣類、包帯、耐水性ばんそうこう等で覆い、他の子どもへの感染を防ぐ。」と記載されているため、治療以外の対応も認めるべきではないか。</p>	<p>伝染性軟属腫（水いぼ）について</p> <p>申出者（父）ご本人が、病院治療に判断されていないようだったので、病院治療以外の対応も視野と一緒に考えて感染対策を実施した。</p> <p>ラッシュガードや耐水性絆創膏を貼るなどまた、家庭や園での飲料水にもハト麦茶を提供するなど（即効性はないが。）工夫し、子どもさんも一人プール遊びや沐浴も日常変わらず、感染対策しながらの対応につとめた。保護者も水着を持たせるなど、連絡帳にも水遊びをしていることも担任より伝え保護者も認識している。</p>	<p>伝染性軟属腫（水いぼ）は皮膚と皮膚の直接接触による感染症であり、保育所において特に適切な対応が求められる感染症として位置付けています。治療方法や感染拡大防止するために留意すべきと示されているため、今後も病院治療以外の対応も視野と一緒に考えての感染対策を実施していきます。ただし、伝染性軟属腫（水いぼ）が一箇所などの軽度なのか、広がっている重度なものにもよるため、まずは感染させないことが重要ですので保護者との連携や協議が必要不可欠であると考えます。</p>
⑤	<p>感染症対策を理由にプールの中止やイベントの延期が続いている一方で、朝夕の感染症対策が不十分であるが、一貫した方針をとるべきではないか。</p> <p>→ 感染症対策を理由にプールを中止したり、「夏祭りごっこ」などのイベントを「部屋に集まっての取組となる」との理由で延期する一方で、朝夕の保育士の少ない（とみられる）時間帯にどんぐりルームにて10～20人ほどの園児が集まって混雑し、感染症対策が不十分となっているが、矛盾した対応になっていないか。</p> <p>むやみにイベント等を中止・延期するのではなく、感染症対策と教育機会のバランスをとるべきではないか。</p>	<p>5歳児の感染児が数名発症し、その後、担任も感染した経緯があった。特に夏祭りごっこについては、年長児が手づくり（屋台・たこ焼き等）で準備していたこともあり、また、年長児を中心に子供たち職員のみでの見立てつもり遊び保育活動の位置づけとなっていたため、年長児みんなが参加できる日が良いのでは？との見解で、感染（インフルエンザ・コロナ感染）が落ち着いてからの取り組み延期となった。</p> <p>このことも事情状況含めて説明している。</p>	<p>コロナ感染症対策の中では、感染拡大が懸念されるために、イベント等の中止・延期の判断や感染症対策と教育機会のバランスは現実的には極めて難しい判断が求められる課題です。ただそれでも園としてまず考えていかなければいけないことは、現実として県域や他園で発生しているような感染拡大させて休園をせざる負えない状況と命を脅かす状況は未だ当園は皆無であり今まで通り何よりも命を守ることが最優先と判断します。そしてもう一つは、状況を見据えた上での行事のあり方を保護者会と共に協議して、あり方ややり方を絶えず創造していくことが重要と考えます。</p>
⑥	<p>園庭の砂が流されて黒土・小石が露出しているが、早急に砂入れをする予定はあるのか。</p> <p>→ 6月頃から園庭の砂が流されて黒土・小石が露出し、小石で怪我をする園児も出ているため、8月下旬ごろに主任保育士に砂入れを要望したが、「園の人手不足」や感染対策のため奉仕作業での砂入れ不可」を理由に拒否された。9月下旬に保護者参加の奉仕作業での砂入れを提案されたが、早急に業者依頼等で砂入れを実施できないのか。</p>	<p>事実確認：主任保育士</p> <p>「園の人手不足」という発言はしておらず、インフルエンザやコロナ感染症の関係で、今は園内に外部の方を入れることが難しい状況であることと9月下旬の保護者会奉仕作業の時にして頂くことになっているので、その時お願いしたいと提案した。</p>	<p>苦情申出を受けて令和5年9月6日に業者に発注し、令和5年9月16日に工事を完了しています。</p>
⑦	<p>保護者会の予算決定に主任保育士が必要以上の介入をするが、不適切ではないか。</p> <p>→ 前年度保護者会、今年度保護者会の2回にわたって、菱田・中沖保育園合同予算の繰越金が27万円と多額になっているため減らしていくべきではないか、との声が上がったが、主任保育士が「保護者会主催イベント開催のために、いざという時にお金がないと困る」と発言した。保護者会予算は保護者の会費が収入となっており、園長も「保護者会主体で意思決定を望む」との認識をもってしているため、主任保育士の介入は不適切なのではないか。</p>	<p>保護者会総会時に保護者役員より助言をもとめられたので主任がこれまでの保護者会OBの繰越金の経過経緯を伝えた。ただ、決議については保護者会総会で保護者会会員による決議事項となるので、主任保育士の発言はあくまでも求められての助言であり参考意見であり、介入する意図はなかった。</p> <p>※保護者会OBの繰越金の経緯：</p> <p>これからの少子化に対する保護者会会員減少を鑑みて、少しでも繰越金として残し、どの子にも公平平等に文化的経験の場を実施してほしいとの保護者の皆さんの願いの下での繰越金であり、繰越金の中には理事長・園長の寄付金も含む。</p>	<p>保護者会に関することは保護者会役員及び保護者会運営に関わる問題です。また保護者会会員との協議・決議事項となり混乱をきたす恐れがあるため、園としての意見は控えさせて頂きます。</p> <p>ただ、保護者会のあるべき、ありたい姿は様々な機会でも語り合っていきたいと思えます。</p>

⑧	<p>保育園主催イベントと保護者会主催イベントを年度初めに明確に区別すべきではないか。</p> <p>→ 保育園にて年に数回イベントが開催されるが、保育園主催なのか保護者会主催なのかという明確な区別がなく、それが菱田・中沖合同予算の過大な繰越金につながっているのではないか。保護者会主催イベントは使った分だけの実費で精算するなどして保護者の会費が適切に使われることを求める。</p>	<p>現在の保護者会イベントには保育園が担う役割・負担金も大きく（また保護者会や会員皆さんの負担も大きく）なることから活動すべてにおいて保護者会がすべてを担うイベントになっていない現状にある。</p>	<p>⑦同様に保護者会に関する事は保護者会役員及び保護者会運営の問題であり保護者会会員との協議・決議事項となるため、園としての意見は控えさせて頂きます。</p> <p>ただ必然的に、関係しあう園や保護者会等のあるべき、ありがたい自立、自律の姿の一つとして"独立的"も考えられますが"相互に支援しあう姿（交流も含めて）"もまたその一つでもあるのではないかと考えます。やはりこのことも語り合いが大切だと思います。</p>
⑨	<p>発言力のある保護者にだけ特別な対応をするのは望ましくないのではないか。</p> <p>→ ④の水いぼに関して園との話し合いの結果、水いぼの治療は不要であると解釈しているが、ある保護者に対しては治療は不要とする一方で、他の保護者には依然として治療を求めているのは不公平ではないか。原則一律の対応を求める。</p>	<p>誰が誰に特別対応をしているのか？</p> <p>職員と事実確認をし、協議するが該当者が見当たらない。</p> <p>→ ④の水いぼについては園との話し合いというよりは、（父）ご本人が、病院治療に否定的だったので、病院治療以外の対応も視野と一緒に考えての感染対策を実施した。</p> <p>重要なことは他の子どもさんへの感染を広げず防ぐことであり、感染症である伝染性軟属腫（水いぼ）に関して治療は不要と伝えた事実はない。なぜなら、伝染性軟属腫（水いぼ）は皮膚と皮膚の直接接触による感染症であり、保育所において特に適切な対応が求められる感染症として位置付けられており、治療方法や感染拡大防止するために留意すべきと示されているからである。</p>	<p>ご指摘の通り発言力のある保護者にだけ特別な対応をするのは望ましくはありません。しかしながら、誰が誰に特別対応をしているのか？の具体的事案の提供がありません。回答できないことをご了承ください。</p> <p>ただ、貴家が事実としてそのような思われたことに対しましては真摯に受けとめ、今後への考慮配慮をより深めたいと思います。</p> <p>伝染性軟属腫（水いぼ）については、軽度・中度・重度にもよりますが、大事なことは罹患した子どもの日常保育の保障と他児への感染を防ぐことが第一の重要なポイントとなるため感染対策の是非についても保護者との協議や共有不可欠です。</p> <p>また、「他の保護者には依然として治療を求めているのは不公平ではないか。原則一律の対応を求める。」の問いに関しては、疑義を感じての通り原則病院受診否かを含めて罹患している園児の保護者の判断となります。従いまして原則一律の対応そのものではありませんが、法人や園の善管注意義務（事前予防回避義務）という立場でのかつ、それぞれの方々の諸事情を勘案考慮してのあくまでもアドバイスや参考意見として受けとめていただけたら幸いです。</p>
⑩	<p>ホームページでの苦情の公表を求める。</p> <p>→ ⑨のような一部保護者への特別対応が懸念されるため、苦情内容公表を求める。</p>	<p>この一覧表にて掲載公表可能です。</p>	<p>この一覧表にて掲載公表可能です。</p>